

令和元年 11 月 1 日付委嘱(採用)

# 子どもの権利擁護調査相談員 募集要項

令和元年 8 月

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

「名古屋市子どもの権利擁護機関（仮称。令和 2 年 1 月開設予定。以下「権利擁護機関」といいます。）」に勤務する「子どもの権利擁護調査相談員」（子ども青少年局嘱託員）を次のとおり募集します。

## 1 「権利擁護機関」とは

子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から子どもの最善の利益の確保を目的に、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行う第三者機関として、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」（別紙）に基づき設置するものです。

## 2 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人員	主な職務内容等
子どもの権利擁護調査相談員 (子ども青少年局嘱託員)	10名	<p>権利擁護機関において、子どもの権利擁護委員の指示に基づき、次に掲げる業務を行うことです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 子ども、保護者、関係機関等から子どもの権利侵害等に関する相談を受け、適切な支援を行うこと</li><li>(2) 関係機関等への調査調整業務を行うこと</li><li>(3) 相談記録、調査記録等の様々な記録の作成及び管理</li><li>(4) 子どもの権利についての普及啓発に関すること</li><li>(5) その他、権利擁護委員が必要と認めること</li></ul> <p>なお、委嘱（採用）は令和元年 11 月 1 日を予定しており、令和 2 年 1 月の権利擁護機関開設までの期間は、業務検討、業務マニュアル及び様式等の作成、関係機関への訪問、周知啓発等の業務に従事いただくほか、各種研修等を受講いただく予定です。</p>

## 3 受験資格

次の(1)～(5)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) なごや子ども条例及び名古屋市子どもの権利擁護委員条例の趣旨に則り、子どもの立場に立って丁寧に対応し、子どもの最善の利益の実現を念頭に活動できる方

(2) 次のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する方
- ② 相談援助業務に3年以上従事した経験の有る方
- ③ ①、②と同等の業務にかかる知識、技能及び経験を有する方

(3) 令和元年11月1日から名古屋市内で勤務可能な方

(4) Word、Excel等のパソコンの基本操作ができる方

(5) 次のいずれにも該当しない方

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 申込み

(1) 応募期間

令和元年8月1日(木)から令和元年8月29日(木)まで 【必着】

(2) 提出書類

下記のア～ウを提出してください。なお、応募書類に不備がある場合には受け付けできない場合もあります。

ア 募集申込書【様式1】

- ・募集申込書には、正面顔写真を貼付してください。(写真の裏に氏名を記入してください。)
- ・3(2)①に掲げる資格を有する場合は、その資格名、発行者、登録番号または免許状番号を必ず記入してください。
- ・職歴等はもれなく記入し、それぞれの職歴については主な職務内容等を併せて記入してください。

イ 作文(第1次試験)【様式2】

- ・テーマ「名古屋市子どもの権利擁護委員条例(別紙)とこの募集要項を参考にしたうえで、名古屋市子どもの権利擁護調査相談員として、自分がどのような貢献ができるか、具体的に述べてください。」
- ・作文は【様式2】を使用して自筆で作成するほか、Word等の文書作成ソフトウェアで作成することもできます。その場合は、A4縦長横書きの形式とし、表題、テーマについて【様式2】に準じて記載するとともに、「氏名」を自署してください。また、1行あたり40文字(Wordを使用する場合はフォントサイズ12)で20行以内としてください。

ウ 返信用封筒（第1次試験の結果通知用）

- ・日本産業規格 JIS で定める長形 3 号(120mm×235mm)の封筒とし、82 円切手を表に貼り、受験申込者の氏名、現住所または返送先を宛名書きしてください。

### (3) 応募方法

(2)の提出書類に必要事項等を記入の上、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室まで郵送(令和元年 8 月 29 日(木)必着)もしくは持参してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「子どもの権利擁護調査相談員募集申込」と朱書きしてください。

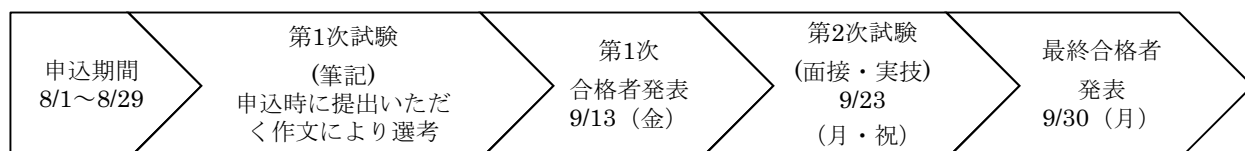
※持参の場合は、申込期間内(閉庁日除く)の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで受け付けます。

《郵送先》〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

※提出書類に不備がある場合には、受け付けができません。また、提出いただいた書類は返却いたしません。

## 5 選考の日程等

### (1) 選考の流れ



### (2) 試験内容

区分	受付期間	試験内容	配点
第1次試験	8/1 (木)~8/29 (木)	作文筆記試験	100点 満点
区分	日程	試験内容	配点
第2次試験	9/23 (月・祝)	面接試験	180点 満点
		実技試験	120点 満点
合計			400点 満点

※各試験において、得点が一定水準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。採用候補者名簿への登載もされません。

### (3) 第1次試験（作文筆記試験）

受験申込者全員について行います。

①選考方法

作文【様式2】により審査します。

②試験結果の通知

令和元年9月13日（金）発送予定で、受験申込者全員に郵送にて通知します。  
あわせて本市ウェブサイトにも第1次試験合格者の受験番号等を掲載します。

(4) 第2次試験（面接試験・実技試験）

第1次試験合格者についてのみ、第2次試験（面接試験・実技試験）を実施します。第1次試験合格者には合否結果とともに、第2次試験の受験票を送付しますので受験当日にお持ちください。

①実施日（予定）

令和元年9月23日（月・祝）

②受験会場及び時間

受験票に記載の上、第1次試験の合否結果とともに連絡します。会場は名古屋市内を予定しています。

③選考方法

口述による個人面接試験および、相談対応の場面を模した実技試験により審査します。

④試験結果の通知

令和元年9月30日（月）発送予定で、第2次試験受験者全員に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号等を掲載します。

(5) その他

①電話・郵送等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

②第2次試験の合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて、逐次採用されます。また、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は最終合格発表から令和2年3月31日までです。

6 最終合格から委嘱（採用）まで

(1) 委嘱(採用)は、令和元年11月1日を予定しております。

(2) 委嘱期間は、令和元年11月1日から令和2年3月31日までとなります。

(委嘱期間については、勤務成績に応じて委嘱から最長3年度間委嘱する場合があります。なお、その場合の令和2年度以降の委嘱については、地方公務員法の改正に伴い勤務条件が変更されます。)

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(4) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

7 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、開示を請求することができます。

請求できる人	開示内容	請求期間・時間	請求方法
第1次試験 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次試験順位</li> <li>・第1次試験得点</li> <li>・第1次試験合格基準点</li> </ul>	〈期間〉 各試験の結果発表日からその翌月同日まで(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室において、必ず受験者本人が ①運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)及び ②結果通知を両方とも提示して、口頭で申し出てください。
第2次試験 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合順位</li> <li>・総合得点</li> <li>・最終合格基準点</li> </ul>	〈時間〉 9時～12時/13時～17時 (土・日・祝・振替休日を除く)	

- ※1 開示請求は受験者本人による市役所(中区三の丸三丁目1番1号)への来庁が必要です。また、電話・郵送等による請求は受け付けておりません。
- ※2 必要提示書類(写真付の身分証明書及び結果通知)に不足がある場合は開示できません。
- ※3 来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

## 8 勤務条件

勤務形態	次に記載する交代制勤務となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日から土曜日までの6日間のうち5日間勤務です。</li> <li>・1週間の勤務時間は、30時間です。</li> <li>・勤務時間帯は、10時から20時までの間で、1日の勤務時間は、原則6時間です。また、勤務時間の途中において1時間休憩(勤務時間から除外)があります。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【想定勤務パターンの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早番：10：00～17：00（1時間休憩）の6時間勤務</li> <li>・遅番：12：00～19：00（1時間休憩）の6時間勤務</li> <li>・相談時間延長日遅番（週に一回程度を予定）：13：00～20：00（1時間休憩）の6時間勤務</li> </ul> </div>
報酬	月額 258,000 円、他に通勤費用を支給(令和元年 8 月現在)
休日	月曜日～土曜日のうち 1 日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
勤務場所	名古屋市中心部（決定次第、本市ウェブサイトにてお知らせします。）
休暇	年次休暇、忌引休暇、介護休暇及び病気休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

## 9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

### 《問合せ先》

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所本庁舎1階)

TEL : 052-972-3026

FAX : 052-972-4204